

建設委員会資料

R2. 8. 19

工業用水料金に係る支払猶予制度の継続について

水道課

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境の悪化に伴い、資金繰りが厳しくなった受水企業を支援するため、令和2年4月分から7月分料金を対象に導入した県営工業用水道料金に係る支払猶予制度について、今年度末まで制度を継続する。

2 支払猶予制度導入後の状況

(1) 現状

支払猶予制度は、猶予対象月を当面、4月から7月までの4か月間で設定したが、現在も新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、経済環境は引き続き厳しい状況にある。

(2) 制度の利用状況

令和2年8月13日（木）時点における制度の利用状況は次のとおりである。

支払猶予対象月	申請件数	承認件数
4月分	1件	1件
5月分	1件	1件
6月分	1件	1件
7月分	0件※	0件
合計	3件	3件

※ 7月分については1件申請予定

3 支払猶予の概要

猶予対象月の「令和2年4月分(5月支払分)から7月分(8月支払分)まで」を「令和2年4月分(5月支払分)から令和3年3月分(4月支払分)まで」に改め、次年度以降は延長の要否を再度検討する。

区分	要件等
(1) 要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水の料金支払が困難になったこと
(2) 猶予対象月	令和2年4月分(5月支払分)から令和3年3月分(4月支払分)までの料金
(3) 猶予期間	各納期限から4か月以内
(4) 手続	納期限内に納期限猶予申請書を提出し、広島県公営企業管理者の承認を得ること
(5) 分納回数	料金の猶予期間満了後、1か月を単位として最大4回まで
(6) その他	無利子(猶予期間中及び猶予期間満了後の分納期間中の利息)、無担保

※ 「(2) 猶予対象月」を除く他の猶予要件は変更しない。